

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、熊本県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「ダイオキシン類特別措置法第 26 条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち県実施分 15 地点))

## 【支障事例】

現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。

当県ではダイオキシン類問題の発端となったこともあり、国が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を独自の目標値として定め、ダイオキシン類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の 1/10 程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

当県と同様に、全国で大気中のダイオキシン類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は国が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施分のみで 600 万円以上の経費を要するなど高額となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

測定費用(委託費用)の軽減及びダイオキシン類常時監視業務の合理化が図られる。

根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、法第 26 条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、千葉市、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県

○当県においても、近年、大気中のダイオキシン類常時監視結果は、(県全体平均)0.02pg-TEQ/m<sup>3</sup> 前後で推移しており、事務処理基準における「環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整」における「低」レベルの判定基準 0.2pg-TEQ/m<sup>3</sup> と比較し、10 分の1程度となっている。

本提案のとおり、大気環境中のダイオキシン類の濃度が大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量を導入するか、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。

## 各府省からの第1次回答

ダイオキシン類常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき法定受託事務として自治体を実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしてしているところ。

現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。

御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。

現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。

一方、具体的な支障事例にも記載しているが、当県におけるダイオキシン類濃度については、「過去10年程度の間において、環境基準値のおおよそ3割以下」を達成しており、上記の条件を上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。

なお、全国においても、平成18年度以降環境基準超過はなく、また、平成22年度～令和元年度の10年間、97%以上の地点が環境基準の1/6以下であり、上記の条件を大幅に上回っている状況が続いている

上記のとおり、全国のダイオキシン類濃度が環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案したものである。

今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。

地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間において、環境基準を達成し、かつ基準値の3割以下」よりも高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

#### (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

(i)大気の大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。